

上市町運送事業者燃料価格高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上市町が、燃料価格高騰の影響を受け燃料経費が事業を圧迫している貨物自動車運送事業者の負担軽減及び経営安定化に資するため、予算の範囲内で、上市町運送事業者燃料価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付するに当たり、上市町補助金等交付規則（平成2年上市町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 貨物自動車運送事業 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業と同条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業の両方又はいずれか一方をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (3) 事業用自動車 貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業又は同条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車をいう。

(対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者は、貨物自動車運送事業を営む中小企業者であって、日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）に掲げる大分類Hのうち小分類441に属する一般貨物自動車運送業又は小分類442に属する特定貨物自動車運送業を主たる事業とし、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、霊きゅう運送事業（遺体を運送することを専業とする事業）を営む者は除く。

- (1) 申請日時点において町内に本社、支社、支店、営業所、出張所等（以下「事業所」という。ただし、資材置場その他従業員等が常時滞在しないものを除く。）を有し、引き続き町内で事業を継続する意思がある者
- (2) 貨物自動車運送事業法第3条又は第35条に規定する許可を受けている者
- (3) 町税を滞納していない者
- (4) 上市町暴力団排除条例（平成24年上市町条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する事業者でない者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれに類する事業を行っていない者
- (6) 本年度において、国、県その他の地方公共団体が実施する燃料費の高騰に対する支援を目的とした助成制度（本要綱と同一の内容を対象とするものに限る。）の交付決定がされていない、又はそれらの助成制度による助成金を受け取っていない者

(7) 過去に支援金の交付を受けていない者

(対象経費、支援金の額及び対象期間)

第4条 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 基準単価 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が令和8年2月中に燃料供給業者から購入した燃料の1リットル当たりの平均単価

(2) 対象期間 令和8年4月1日から同年9月30日まで

2 支援金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、対象期間中の各月において、申請者が燃料供給業者から購入した燃料の1リットル当たりの単価が基準単価を上回る場合に、当該単価の差額に事業所に登録されている事業用自動車の当該月の燃料使用量（リットル）を乗じて得た額の合計額とする。

3 支援金の額は、前項により算出した対象経費と500,000円のいずれか低い額とする。

(支援金の申請及び申請期限)

第5条 申請者は、上市町運送事業者燃料価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 誓約書（様式第2号）

(2) 交付申請内容内訳表（様式第3号）

(3) 一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可書の写し

(4) 事業所に登録されている事業用自動車の自動車検査証の写し

(5) 燃料使用量、納入単価、燃料費用及び日付が確認できる書類（領収書、納品書、管理台帳等）の写し

(6) 申請者（法人名義）の口座番号が確認できる通帳等の写し

(7) 法人登記事項証明書の写し

(8) 直近の決算書の写し

(9) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請書の提出をもって、規則第12条に規定する実績報告に代えるものとする。

3 申請期限は、令和8年11月30日までとする。

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により補助金の交付に関し付する条件は、次に掲げるものとする。

(1) 対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を補助金の交付を受けた年度の翌年度以後5年間保管しておくこと。

(2) 支援金の交付の内容若しくはそれに付した条件に違反したとき、又は法令若しくはそれに基づく町長の処分に違反したときは、支援金の全部を返還しなければならないこと。

(支援金の交付決定及び確定)

第7条 町長は、第5条に規定する申請書類を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により交付の決定をしたときは、上市町運送事業者燃料価格高騰対策支援金交付決定及び額の確定通知書（様式第4号）により交付すべき額を確定し、通知するものとする。

（支援金の支払）

第8条 町長は、前条第2項の規定による交付決定及び額の確定通知をしたときは、速やかに交付決定を受けた者に対して支援金を支払うものとする。

（支援金の返還）

第9条 町長は、支援金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該交付決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する交付要件を満たしていないことが明らかとなったとき。
- (2) 第5条第1項第1号に規定する誓約書（様式第2号）による誓約に反したとき。
- (3) 第5条第1項本文及び同項第2号から第7号までに規定する申請書類の内容に虚偽があったとき。
- (4) 第6条各号に付した条件に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、当該交付を受けた者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（報告及び調査）

第10条 町長が支援金の交付決定をするに当たり、報告を求め、又は支援金の交付に関する帳簿、書類等を調査する場合は、申請者はこれに協力しなければならない。

2 支援金の交付を受けた者は、交付後に町から支援金の申請内容について報告を求められ、又は調査を受けた場合は、これに協力しなければならない。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。